１．和解契約書作成までの費用	
相談	① 相談手数料（相談者負担）　15,000 円　※１回の相談は１時間以内 ② ２回目以降（相談者負担）　15,000 円 ③ 調査手数料（相談者負担）　実費（調査内容による）
調停	① 申立手数料（申立人負担）　20,000 円 ② 期日手数料　調停手続を行う日ごとに、当事者それぞれ　10,000 円 ただし、初回は申立人のみ負担する。 第２回目以降は、当事者それぞれが 10,000 円を負担する。 ※ 当事者間の合意により他の当事者が代替して負担することも可能 ③ 和解契約書作成に係る手数料（原則当事者で連帯負担）200,000 円
補助業務	相談・調停手続の補助業務（調査・測量・鑑定費用） ① 調査・測量手数料　随時見積金額によります。 ② 鑑定手数料　50 万円を基準額としています。 ③ 返還に要する費用は，依頼者の負担とします。
２．和解契約書作成後の諸費用	
① 境界標設置費用 ② 登記手続費用 ③ 登録免許税，印紙代 ④ 和解内容を履行するための諸費用 ※　負担割合は双方の合意による。	

※消費税込み

相談費用とは・・・

① 相談手数料は，受付面談後にご相談者が法的な助言（アドバイス）が必要と思われ土地家屋調査士・弁護士による相談をご希望される際に，お支払いいただくものです。

② 相談日（毎月第１・３火曜日 １４時～１７時の間で）が決まりましたら，相談日の１１日前までに，予納していただきます。

※ 予納の確認ができない場合には，相談は開始されませんのでご注意ください。

③ 相談が１回で終わらず，２回・３回となったときは，その都度費用をお支払いいただきます。

④ 調査手数料は，相談内容によって，資料の補完がどうしても必要な時にご負担いただくものです。

調停費用とは・・・

① 申立手数料は，事案が調停相当であるとき，調停を申立てる際，まずお支払いいただくものです。

② 期日手数料は，実際に調停手続が行われることになったとき，その調停手続を行う日の前日までに，当事者それぞれにお支払いいただくものです。ただし、初回は申立人のみご負担いただきます。

※ 当事者間の合意により，他の当事者が代替して負担することも可能です。

※ 調停手続を行う日ごとに，お支払いいただくことになります。

③ 和解契約書作成に係る手数料は，境界紛争が円満に解決したときの費用ですので，当事者間でお話をして，負担の割合を決め，お支払いいただくものです。

補助業務費用とは・・・

紛争の状況等を明確にするため，調査・測量・鑑定作業が必要な場合に，当事者間でお話をして，負担の割合を決め，お支払いいただくものです。

諸費用とは・・・

和解が成立し，その合意内容に応じ，境界標の設置や法務局への登記申請が必要なときの費用等です。